

日本大学工学部学術文化サークル 連 合 会 規 約

規約前文 我々は、学術文化サークルの自主的活動の尊重の基に相互の親睦を計り、協力、理解を深め、文化的高揚を促すのを目的としてここに学術文化サークル連合会を結成する。

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は日本大学工学部学術文化サークル連合会（以下連合会と称す）と称し、本学部内に置く。
- 第 2 条 本会は次のサークルより構成されている。（各サークル名は省略）但し、今後本会を以って承認されたサークルは構成サークルに属す。
- 第 3 条 本会は規約前文の目的を達成するために次の活動を行う。
- (一) 学内外団体との連絡及び交渉に関する事項
 - (二) 本会サークルに対する相互援助、協力に関する事項
 - (三) 各サークル活動の自主性と向上に関する事項
 - (四) 学術文化等の調査研究に関する事項
 - (五) その他目的達成のために必要な事項

第 2 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員は、日本大学工学部に在籍し、第 2 条に於けるサークルに所属している者を以って構成される。
- 第 5 条 会員は規則の制定、廃止又は改正その他に関して請願する権利を有する。但し、連合会に請願する会員は各サークルの代

表者（以下代表者と称す）を以って請願書を提出しなければならない。

第 3 章 サークル

- 第 6 条 サークル活動その他に関しては、各サークルの規則ののっとりて運営される。
- 第 7 条 各サークルに於いてサークル代表者を罷免したる場合は、直ちに補補充しなければならない。
- 第 8 条 各サークルはサークルの目的達成のために必要な援助を本会に申し出ることができ。
- 第 9 条 各サークルは年一回以上その活動を本会に報告しなければならない。
- 第 10 条 所属サークルは本規約を尊重し、本会の目的達成のために協力しなければならない。

第 4 章 機 関

- 第 11 条 1. 本会は下記の機関を設置する。
- (一) 学術文化サークル連合大会
 - (二) 学術文化サークル代表者会議
 - (三) 執行委員会
 - (四) 会計監査委員会
 - (五) その他本会が必要と認めた特別委員会
2. 上記機関は議事録を保存しておかななければならない。
- 第 12 条 1. 各機関は代議員総和の過半数以上の

出席がなければ議決又は承認することができない。

2. 議事はこの規約に特別の定めのない場合、可否同数の場合は議長の決するところにする。

第13条 各機関の経費は本会の予算より計上する。

第一節 学術文化サークル連合会大会

第14条 学術文化サークル連合会大会（以下大会と称す）は年に一度以上これを召集しなければならない。

第15条 大会は下記の事項を審議し承認する。

- (一) 執行委員会の経過報告、及び活動予定を審議し、これを承認する。
- (二) 本会の予算報告を審議し、これを承認する。
- (三) 必要ある場合は学術文化サークル連合会規約を検討し、これを改正する。
- (四) その他代表者会議が必要と認めた事項。

第16条 大会代議員は各サークルの全員で構成される。

第17条 本会の招集手続、及び運営は代表者会議及び執行委員がこれを定め召集する。

第二節 学術文化サークル代表者会議

第18条 1. 学術文化サークル代表者会議（以下代表者会議と称す）は全会員を代表し各サークルより選出された代表者と議長並びに執行委員会によって構成される議決機関である。

2. 議長および連合会正副委員長を除く局員には議決権はない。

第19条 サークル代表者が何らかの理由で欠席する場合はその所属サークルの代表者に準

ずる者一員を以って議員団の承認を得て、代理を委任しなければならない。

第20条 議長正・副一名は代表者会議を以って選出され常任とする。

- 第21条
1. 代表者会議は執行委員並びに議長を任命及び罷免することができる。
 2. サークル代表者が執行委員に選出された場合、そのサークルはサークル代表者を補充しなければならない。

第22条 執行委員は必要に応じて、代表者会議を開くことができる。

第三節 執行委員会

第23条 1. 連合会執行委員会の委員長1名、副委員長2名、会計局長1名、企画局長1名の選出方法として、本会の会員より各役職の立候補者を募り、立候補者多数の場合は選挙を行う。立候補希望者は、10月20日から11月3日の間に執行委員に申し出ること。立候補者が不在の役職については、所属各サークルからのもち回り制とする。尚、立候補者はもち回りに含まれない。順番としては以下の順番で任期を務める事とする。

1. 情報研究会
2. モダンジャズ研究会
3. ローバースカウト部
4. 化学研究会
5. 音響研究会
6. サイクリング部
7. 機会研究会
8. 天文研究会
9. 土木研究会
10. 美術部
11. 演劇部
12. 電気研究会
13. ワンダーフォーゲル部

14. 建築研究会
 15. 放送部
 16. 囲碁将棋部
 17. 鉄道研究会
 18. 赤十字奉仕団
 19. 写真部
 20. 応用数学研究会
 21. 木匠塾
2. 執行委員会は正副委員長の他、次の局及び局員で構成する。
○企画局 ○会計局
3. 正副委員長は会員より選出され連合会を代表する。
4. 他の執行委員は委員長が任命し、代表者会議の承認を得る。
5. 選出規定は別に定める。
6. 本会に本学部教職員よりたる顧問を置くことができる。顧問は本会に対して助言することができる。
- 第24条 1. 委員長は執行委員会を代表して代表者会議に議案を提出又は一般報告をしなければならない。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長欠席の場合はその権限を代行する。
- 第25条 1. 執行委員会は代表者会議の決議を報告し、緊急事項の処理および適切なる手続を行う権限を有す。
2. 前項の権限を公使したる時は、事後に代表者会議の承認を得なければならない。
- 第26条 執行委員の任期は12月1日より翌年の11月30日迄とする。その移行期間は改選後から12月31日までとする。
- 第27条 委員長は執行委員会の総辞職の権限を有す。
- 第28条 総辞職した執行委員会は新たに執行委員会が成立するまでその職務を継続しなければならない。

第四節 会計監査委員会

- 第29条 会計監査委員は代表者会議に於いて過半数をもって選出され学術文化サークル連合会の財政を監査する。
- 第30条 会計監査委員の罷免は代表者会議に於いてその出席者の3分の2以上の多数をもってする。
- 第31条 会計監査委員は会計監査を実行したる場合にはその調査を作成することと共に代表者に確認書を交付する。
- 第32条 会計監査委員は必要ある時は代表者会議及び大会に出席して発言することができる。
- 第33条 会計監査委員の任期は12月1日より翌年の11月30日までとする。

第5章 財 政

- 第34条 本会の財政は本学部よりの助成会補助金及び会費その他によってまかなわれる。
- 第35条 本会の財政を処理する権限は、代表者会議の決議に基づき執行委員会がこれを使用する。
- 第36条 本会の収入、支出のすべてを会計監査し、その結果を会計監査委員会は代表者会議に報告し、承認を得なければならない。
- 第37条 執行委員会は会員に対して定期的に少なくとも年1回以上本会の財政状況について、報告しなければならない。
- 第38条 1. 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日迄の1年間とする。
2. 決算は会計年度毎に行い、代表者会議の承認を得る。

第6章 会 計

- 第39条 会計に関する事務はこの規則によって処理する。

- 第40条 所属サークルは予算概算所を作り、参考書類を添えて4月30日迄にこれを会計局に提出しなければならない。
- 第41条 会計局は前述の概算書に基づき各サークルの予算案を作成し執行委員会と、各サークルの代表者の審議を経て代表者会議の議決を得て、大会でこれを承認する。
- 第42条 会計局は4月28日までに前年度決算報告書を作成し、執行委員会の審議を経て代表者会議に提出する。
- 第43条 1. 会費は、年1回サークルで一括して5月末までに納入すること。
2. 会費は、年間600円とする。
3. 会費改正に当たっては執行委員会の発議により、代表者会議でこれを議決する。
4. 次年度の会費については、3月31日に決定する。
- 第44条 会計局長は会費納入実績を確認し、引き渡しを受けるものとする。
- 第45条 1. 会計局長は金銭に関して事故ありたる時は代表者会議に報告しなければならない。
2. 前項の報告を受けたときはただちに会計監査委員会に通告しなければならない。
- 第46条 会計局長は必要と認める帳簿を備え収支を記帳整理しなければならない。
- 第47条 会計局長は毎年度4月末における財産目録を作成し、代表者会議の議決を経て会員に報告しなければならない。

第7章 補 則

- 第48条 連合会に新規加入を申し込むサークルは、下記の事項に該当しうる者でなければならない。
- 1) 本会の主旨に賛同するサークル。
 - 2) サークルの成立に関しては本学部規

則に基づく。

- 3) 代表者会議によって3分の2以上の賛同を得たるサークル。
- 第49条 本会を脱会するサークルは、その旨を代表者会議に届けなければならない。
- 第50条 本規約第10条に反するサークルは執行委員会の審議を経て代表者会議の3分の2以上の賛成を以て除名することができる。
- 第51条 本規約の改正は、代表者会議の出席者の3分の2以上の同意を必要とし、大会の承認を得なければならない。
- 第52条 本規約は1980年4月1日より施行する。

第8章 加盟・退会

- 第53条 本会に加盟を希望する団体はその名称、目的、組織、人員役員名簿を明記した申請書を執行部に提出する。
- 第54条 執行部に加盟の申請があった場合、代表者会議出席の3分の2以上の同意を得て、執行部はこれを承認し、加盟を決定する。

1989年1月10日一部改正

2001年10月29日一部改正

2002年4月25日一部改正

2003年12月11日一部改正

学術文化サークル選挙規則

- 第 1 条 学術文化サークル連合会の正副委員長は、本規約第23条4項に基づき定められたこの規則に従って選挙する。
- 第 2 条 この選挙における選挙権は、各サークル一票、被選挙権は本会会員全員が有する。
- 第 3 条 選挙を施行する時は、議長を選挙管理委員長とし、他執行委員2名からなる選挙管理委員会を組織する。
- 第 4 条 選挙管理委員は、次の業務を行う。
一、選挙の公示
二、投票及び、開票の管理
三、当選者の確認と発表
四、その他、選挙管理に必要な事項
- 第 5 条 選挙期日は、執行委員会に於いて決定する。
- 第 6 条 選挙は、11月25日までに終了してなければならぬ。但し、その他必要な事項は、選挙管理委員会で決定する。
- 第 7 条 執行委員会が解散された時は、解散の日から7日以内に選挙を行う。
- 第 8 条 選挙は直接無記名投票とする。
- 第 9 条 1. 選挙は選挙管理委員長の公示せる時間内に行う。
2. 選挙人が正当な理由ある時は、その旨を明記した委任状をそえて代理投票ができる。
- 第 10 条 投票は、選挙管理委員会の定めた投票用紙を以ってする。
- 第 11 条 1. 開票は、投票の終了後直ちに行う。
2. 開票の際は、立会人を必要とする。
- 第 12 条 1. 正副委員長は、選挙人総数の過半数以上の出席がなければ、決定又は、承認することができない。
2. 当選者は、得票数に従って決定し、同数の時は、決戦投票を行う。
- 第 13 条 欠員が生じた場合は補欠選挙を行う。
- 第 14 条 この規則の改廃に、選挙管理委員会が発議し、代表者会議の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 第 15 条 この規則は、1980年4月1日より施行する。